

東彼杵町告示第74号

東彼杵町DX推進委員会設置要綱をここに公布する。

令和5年7月18日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町DX推進委員会設置要綱

令和5年7月18日

告示第74号

### (設置)

第1条 町民の利便性や行政サービスの向上、庁内業務の改善や効率化を図ることを目的として、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という）の円滑な推進に必要な協議及び調整を行うため、東彼杵町 DX 推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DX 推進に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- (2) DX 推進に係る重要事項に関すること。
- (3) その他、DX 推進に必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 税財政課長
  - (2) 町民課長
  - (3) こども健康課長
  - (4) 長寿ほけん課長
  - (5) 水道課長
  - (6) 教育次長
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (ワーキンググループ)

第6条 DX 推進に係る専門的な事項について調査および検討を行うため、委員会に必要な応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WG は、DX 推進に係る関係部局の課長等に指名された者をもって組織する。
- 3 WG は、必要に応じて副委員長が招集する。
- 4 WG は、協議の結果を委員会に報告する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

本要綱は、令和5年7月18日から施行する。